

揖斐川町人事行政の運営等の状況をお知らせします(平成26年度)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

・職員数(単位:人)

区 分	平成26年 4月1日 職員数	平成26年度中		平成27年 4月1日 職員数
		採用者数	退職者数	
一般行政職	207	6	12	201
医 療 職	10		1	9
保健師・栄養士	15			15
保 育 士	48	3		51
技能労務職	19		3	16
合 計	299	9	16	292

注:教育長及び県職員を除き、外郭団体派遣職員を含むため、定員管理実態調査と合致しません。

2 職員の給与の状況

(1)1人あたりの支給額(平成26年4月1日現在)(単位:円)

区 分	平均給料月額
一般行政職	322,754
技能労務職	223,526

(2)初任給基準(単位:円)

区 分	大 卒	短大卒	高 卒	中 卒
一般行政職	174,200	154,800	142,100	—
技能労務職	—	—	139,500	131,500
区 分	博士課程卒		大学6卒	
医 師	325,800		—	
歯 科 医 師	—		240,100	
区 分	短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒	
看 護 師	191,300	182,900	—	
准 看 護 師	—	—	155,600	

(3)手当制度の状況

区 分	支 給 額 等
手当の種類	扶養手当・通勤手当・住居手当・管理職手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当・宿日直手当・医師手当・老人福祉施設勤務手当・初任給調整手当

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間(祝日法による休日及び12月29日から1月3日を除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間を除く、実質7時間45分勤務

注:職種や職場によって異なります。

(2)休暇制度

※使用実績は、平成26年1月1日～平成26年12月31日の期間

休暇の種類	休暇日数等	使用実績
年次有給休暇	1年につき20日付与(繰越、採用時期等により変動あり)	平均取得日数 8.3日
特別休暇	産前産後、結婚休暇、介護休暇等有り	

(3)育児休業

区 分	男性職員	女性職員	計
平成26年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	5	5
平成25年度中から引き続き育児休業を取得している職員	0	4	4

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)処分者数(単位:人)

処分の内容	処分者数	処分事由
分限処分	3	病気のため
懲戒処分	2	法令に違反したため

5 職員のサービスの状況(単位:人)

区 分	違反者数
命令に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
秘密を守る義務	0
職務に専念する義務	0
政治行為の制限	0
争議行為等の禁止	0
営利企業従事制限	0

6 職員研修及び勤務成績評定の状況

(1)職員研修の実施状況(単位:人)

研 修 区 分	受講者数累計
研修センター研修	55
自主研修	69
各種専門研修	38
派遣研修	7
その他の研修	7
計	176

(2)勤務成績の評定状況

区 分	基準日	評定等内容
人事評価	10月1日	新人事評価の試行実施(実績、意識、能力による評価)

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内 容 等
総合健診	279	年代別総合健康診断

(2)公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 岐阜県支部	2	地方公務員の公務上の災害



議会だより 臨時会

7月16日に平成27年第5回揖斐川町議会臨時会が開催され、次の議案が原案どおり可決されました。

● その他案件

● 工事請負契約の締結

揖斐川右岸農集事業H27-5
コンポスト施設建築工事
契約金額 7398万円
契約の相手方 株式会社久保田工務店

● 工事請負契約の締結

揖斐川右岸農集事業H27-6
コンポスト施設機械・電気設備工事
契約金額 1億5049万8000円
契約の相手方 林工業株式会社揖斐川本店

● 工事請負契約の締結

揖斐地区特環公共下水道管渠H27-2
工区(上野)工事
契約金額 7203万6000円
契約の相手方 西濃建設株式会社

議会活動報告

7月

2、4日

議員視察研修

(石手県遠野市・大槌町)

8日 第7回議会運営委員会

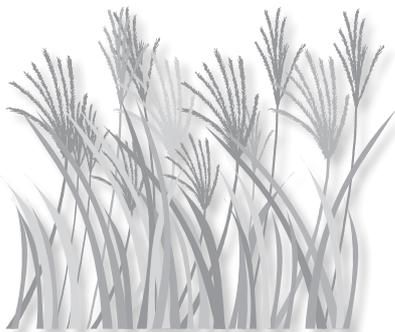
16日 第5回臨時会

16日 第5回全員協議会

16日 第3回議会改革検討特別委員会

19日 養老鉄道存続特別委員会
現地視察

22日 揖斐郡三町議会議員研修会
(揖斐川町)



平成27年度 臨時福祉給付金のお知らせ

所得の低い方々を対象に、消費税率引上げ(5→8%)による影響を緩和するため、昨年度(平成26年度)に引き続き暫定的・臨時的な取り扱いとして給付金を支給することとなります。

その対象者と予想される方へは、8月下旬に申請書等を郵送致しましたので、お手元に届きましたら速やかにご申請ください。

※申請いただいても、審査の結果、給付金が支払われない場合があります。

支給対象者

基準日(平成27年1月1日)時点で揖斐川町の住民基本台帳に登録されている方で、住民税が非課税の方

※本人は非課税であっても、扶養している方が課税されている場合や生活保護受給者は対象となりません。

※子育て世帯臨時特例給付金(対象児童1人につき3,000円)の支給対象となる方も、

上記を満たせば臨時福祉給付金の支給対象になります。

(2つの給付金を受け取ることができます。ただし、それぞれ申請が必要です。)

※今年度は、加算分はありません。

支給額

1人につき 6,000円

お問い合わせ先 揖斐川町役場 福祉課 ☎22-2111



カクニンジャ

Information Room

国民健康保険のお知らせ

○新しい保険証を9月中旬に郵送します

新しい国民健康保険証を、9月中旬に郵送します。保険証が届きましたら、住所、氏名など記載内容を確認して大切に保管してください。

今回お届けする保険証が使えるのは、10月からです。

なお、期限切れの保険証は、ハサミを入れるなどして破棄してください。

○保険証は簡易書留郵便で送付します

普通郵便のように郵便物を郵便受けに入れるのではなく、郵便局の配達員が直接お届けしますので、受け取り時に受領印などが必要となります。

○ご不在の場合

保険証配達時にご不在の場合は、郵便局員が「不在連絡票」を置いていきます。受け取り方などは、「不在連絡票」でご確認ください。

○郵便局での保管期限が過ぎた場合

郵便局での保管期限が過ぎた場合、保険証は役場に戻ります。保管期限経過後は、お使いの保険証(期限切れのもの)をご持参のうえ、役場住民課またはお住まいの地域の振興事務所へお越しください。

○国民健康保険税の納付相談について

保険税は、医療費にあてられる貴重な財源です。そのため滞納すると短期被保険者証(通常より有効期間

が短い保険証)が交付されるほか、受けられる制度の制限を受けることがあります。3期(平成27年7月31日納付期限)までの保険税に未納がある世帯の方は、その旨を同時期にお知らせします。役場住民課または各振興事務所へご相談ください。

○保険証の有効期限

平成27年10月1日から平成28年9月30日となります。

※ただし、有効期限内に75歳になられる方、「退職者医療制度」にご加入の方で65歳になられる方は、有効期限が違います。

○その他

会社に勤めたり、勤めている方の扶養になったりと、社会保険などに加入された場合、役場に届出をされないで二重に保険税を支払うことになってしまいます。現在、社会保険などに加入されている方で国民健康保険の保険証が届いた方は、ご加入の社会保険の保険証と届いた国民健康保険の保険証、ご印鑑をお持ちのうえ、役場または振興事務所まで資格の切り替えの手続きをしてください。保険証をお受け取りになられましたら、十分にご確認いただき、お気づきのことはお早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場住民課

TEL 22-2111

Information Room

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- ①緑ヶ丘住宅 6戸
- ・住所 揖斐川町和田386
- ・建設年度 昭和60年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 13300円
- ・その他 浴槽、風呂がまは入居者の持ち込みになります。
- ②島住宅 3戸
- ・住所 揖斐川町島142
- ・建設年度 平成10年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 2台
- ・家賃 23200円

■敷金 家賃の3ヶ月分

■入居条件

- ・現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。
- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・家賃の他に共益費(上下水の使用料・共用部分の電気料など)が必要です。
- ・所得条件あり

※詳しくは窓口にてご相談ください。

■募集期間

9月1日(火)～9月15日(火)

■入居予定日

平成27年10月下旬を予定

③北方さつき住宅および、谷波・春日・久瀬・藤橋・坂内地域内の各町営住宅は、随時募集をしています。

※詳しくは窓口にてご相談ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場建設課
TEL 22-2111(内線317)

Information Room

空缶・ペットボトル回収機

保健センター前の空缶およびペットボトル回収機については、老朽化したため、平成27年9月末をもって撤去させていただきます。

なお、景品交換については、平成27年12月までとさせていただきます。

今後は、各地区ごみ収集日または、エコドームでの回収(毎週火曜日は、毎週日曜日の午前9時から11時30分まで)とさせていただきますので、よろしく願います。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場生活環境課

TEL 22-2111



Information Room

**個別排水処理施設整備事業
について**

個別排水処理施設とは、揖斐川地区において公共下水道事業(予定区域含む)、農業集落排水事業整備区域を除く区域において、町が申請に基づいて合併処理浄化槽の設置工事を実施する事業です。

この事業は平成27年度までの事業となっており、今年度が最終年度となりますので、当事業において設置を希望される方は必要な書類を添え申請期間までに申請書の提出をお願いします。

◎設置対象区域

集合処理区域(予定区域含む)以外の区域において、平成28年3月上旬までに合併処理浄化槽が設置可能である物件

◎申請期間

平成27年11月13日(金)申請書受理分まで

◎分担金 一般世帯280000円

(住居に事業所が併設されている場合はあらかじめご相談ください)

◎使用料金

1. 1か月あたりの基本料金 4000円

2. 加算料金400円/1人あたり
(住民票の人数)

1と2を合計し消費税を加えたものが、毎月の使用料金となります。

◎その他

なお、事業の詳しい内容については、個別で対応させていただきますので、揖斐川町役場上下水道課までお問い合わせください。

平成28年度以降の対応方針については、今後の広報いびがわ・町ホームページにてお知らせします。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場上下水道課
TEL 22-2111

Information Room

**揖斐川町シルバー人材センター
からのお知らせ**

◎講習会のご案内

シルバー人材センターでは、技術力の向上と安全作業をめざし、会員と一般の方を対象に、毎年安全講習を開催しています。10月にはJ A いび川農機センターに講師を依頼し、刈払い機の講習会を行います。また、11月には、剪定講習会も予定しております。参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

◎会員募集

当センターでは、60歳以上の会員が、長年培った経験や特技を活かして地域に貢献しています。定年を迎えたり、家業を子供に任せたり、まだ働きたいと考えている方。毎日は大変だが、週3日程度の仕事ならやってみたいという方。健康と生き

がいのため、あなたも会員になって働いてみませんか。興味のある方は、『事業および入会説明会』にお越しください。

◎お仕事の受付

自分では無理だがプロに頼むまでもない仕事など、お困りのことがございまして、まずはお電話にてご相談ください。お見積りは無料です。得意な会員が『親切・丁寧・信頼』をモットーに対応いたします。

また、派遣事業も行っておりますので、会社で短期間・短時間だけ手がほしいという時にも、ご相談ください。

《仕事例》

畑仕事、草刈り・草取り、ペンキ塗り、襖・障子貼り、宛名書き、病院等の付き添い、家事援助(洗濯、部屋の掃除、風呂掃除、窓拭き、食事作り、買い物、片付けなど)、軽作業、社内清掃

《今月の事業および入会説明会》

9月7日(月)、24日(木)

午前10時～11時30分

揖斐川町福祉総合支援センター2階
会議室

【お問い合わせ先】

揖斐川町シルバー人材センター
揖斐川町福祉総合支援センター内
2階

TEL 23-0907

(午前8時半～午後5時)

Information Room

平成27年国勢調査を実施します

5年に一度の大切な統計調査です。紙の調査票のほか、インターネットでも回答できます。

■期日 平成27年10月1日

■対象 すべての人(世帯)

■目的 日本の人口、世帯、就業の状況などを地域別に明らかにする

調査書類は、9月上旬から調査員が各世帯を訪問して配布します。

インターネット・郵送・調査員への手渡しのいずれかで回答していただけます。

調査結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野の基礎データとして利用されます。

統計法に基づき、調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場政策広報課

TEL 22-2111(内線112)



Information Room

臨時職員募集

揖斐川町では、揖斐川町学校給食センターの臨時職員を募集します。

■職種 調理員

■雇用期間 平成27年9月

～平成28年3月31日

■募集人員 2名

■勤務時間 月～金曜日

7時50分～15時50分

(国民の休日および学校の休校日を除く)

■勤務場所

揖斐川町学校給食センター

■時間給 830円

(調理師免許を有する方は870円)

■選考方法 面接

■申込期限 9月11日(金)

■申込方法 履歴書(市販の用紙)

に必要な事項を記入の上、揖斐川町学校給食センターへ提出してください。

【お問い合わせ先・お申込み先】

揖斐川町学校給食センター

TEL 22-4510

国際交流ボランティア募集!

揖斐川町では国際交流ボランティアを募集します。11月に開催されるいびがわマラソンでマラソン交流をしているアメリカ合衆国ユタ州セントジョージ市の皆さんをおもてなし

しませんか? 通訳ボランティアやホストファミリーとして活躍していただきます。

■募集内容 ○通訳

○ホストファミリー

■期間(予定)

11月5日(木)～11月10日(火)

■応募締切 9月30日(水)

※通訳ボランティアは、都合のよい日時のみでも結構です。

※募集対象は、揖斐川町在住の方とさせていただきますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 政策広報課

TEL 22-2111(内線112)

ツール・ド・西美濃2015 開催についてのお願い

■開催日 9月20日(日)

スタート時間 6時～順次

■メイン会場

大垣市浅中公園総合グラウンド

■メイン会場イベント内容

○ブース出店

○ステージイベント

(トークショー、自転車パフォーマンス)

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

■コース

西美濃地域2市9町をまわる

約130km

■参加人数 500人

■特徴 OS(おもてなしステーション5か所)にて各市町の特産

と人でおもてなし

■大会の開催に伴うお願い

本大会は、スピードを競うレース

ではありません。交通ルールを守り

走行いたします。ただし、当日は

500人の参加者が約10人のグループ

になり順次、公道を走ります。ご

注意の程よろしくお願いいたします。

また、沿道にて応援をしていただ

けると参加者への励みになります。

ぜひ、西美濃地域一体で参加する

方を『おもてなし』しましょう。

【お問い合わせ先】

公益社団法人大垣青年会議所事務局

TEL 0584-4718275

Fax 0584-4718276

E-MAIL info@ogaki-jc.jp

【大会ホームページ】

<http://www.tour-de-nishimino.jp/>



Information Room

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校・大学への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

○融資金額

子ども一人あたり350万円以内

○金利 年2・15%

※母子家庭の方などは年1・75% (平成27年5月現在)

○返済期間 15年以内

※母子家庭の方などは18年以内

○使用目的

入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの家賃など

※今後1年間に必要となる費用が融資の対象となります。

○返済方法

毎月元利均等返済

(ボーナス時増額返済も可能)

○保証

(公財)教育資金融資保証基金

(連帯保証人による保証も可能)

【お問い合わせ先】

教育ローンコールセンター

TEL 0570-008656

(平日9時～21時、

土曜日9時～17時)



揖斐川町では、若い世代の流出や少子高齢化の進展等による人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るため、移住・定住化支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

移住・定住促進奨励金制度

1 新築住宅建設等奨励金

町内に居住用の住宅を新築または購入する方に対し、奨励金を支給します。

【奨励金の額】基本奨励金：10万円

- * 町外からの転入者の場合は10万円を加算
- * 町内業者が建設する場合は10万円を加算
- * 町内産木材を規定以上使用する場合は10万円を加算
- * 用途地域指定区域内に新築する場合は10万円を加算
- * 三世帯同居世帯が居住する場合は10万円を加算
(H27.4月以降の交付申請分から適用)
- ※新築工事等の着工前に手続きが必要です

2 新築事業所建設等奨励金(事業所向け)

町内に事業所を新築する方に対し、奨励金を支給します。

【奨励金の額】基本奨励金：10万円

- * 町内業者が建設する場合は10万円を加算
- * 町内産木材を規定以上使用する場合は10万円を加算
- * 用途地域指定区域内に新築する場合は30万円を加算
- ※新築工事等の着工前に手続きが必要です

3 住宅改修等奨励金

建築後、1年以上が経過した自己が居住している住宅の改修工事等を行う場合に、費用の一部を助成します。交付対象工事経費が50万円以上の場合に限ります。

【奨励金の額】基本奨励金：改修経費の5/100相当(上限5万円)

- * 町外からの転入者の場合は基本奨励金額と同額を加算
- * 三世帯同居世帯が居住する場合は基本奨励金額と同額を加算(H27.4月以降の交付申請分から適用)
- ※改修工事の着工前に手続きが必要です

4 賃貸住宅家賃助成奨励金

町内の民間賃貸住宅に3年以上居住することを前提に入居する方に対し、入居してからの1年間について家賃の一部を助成します。

【奨励金の額】

基本奨励金：(実質家賃-4万円)×1/2相当(上限：月額1万円)

- * 町外からの転入者の場合は基本奨励金額と同額を加算
- ※入居前に手続きが必要です

5 田舎暮らし住宅活用奨励金

町内の空き家に3年以上居住することを前提に購入または賃借した方が、1年以内に改修またはハウスクリーニングを行う場合に、費用の一部を助成します。

【奨励金の額】

空き家改修 基本奨励金：改修経費の1/2相当(上限10万円)

* 町内業者が改修する場合は基本奨励金額と同額を加算

空き家ハウスクリーニング

基本奨励金：清掃費の1/2相当(上限5万円)

* 空き家バンク制度登録物件が対象で、改修工事、ク

リーニングの着手前に手続きが必要です

6 新婚世帯定住奨励金(揖斐川まちづくり応援振興券)

結婚後、町内に3年以上定住することを前提とした新婚世帯に対し、揖斐川まちづくり応援振興券を支給します。婚姻日において夫婦ともに満50歳未満の方に限ります。

【奨励金(振興券)の額】

(1組当たり)5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券

(H27.4月以降の交付申請分から適用)

* 婚姻日から1年以内に手続きが必要です

7 すこやかベビー祝い金(揖斐川まちづくり応援振興券)

町内に6ヶ月以上住民登録があり、出産後も引き続き1年以上居住すると見込まれる方に揖斐川まちづくり応援振興券を支給します。

【奨励金(振興券)の額】

(出産子1人につき)5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券

(H27.4月以降の交付申請分から適用)

※「揖斐川まちづくり応援振興券」とは、揖斐川町内の取扱店で使用できる地域振興券(商品券)のことです。

※上記の奨励金の支給を受けるには、交付要件に該当している必要があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

空き家情報登録「空き家バンク」をご存知ですか？

揖斐川町では、空き家の有効活用と地域の活性化を図るため、空き家物件の情報収集を進めています。町内に空き家をお持ちの方で賃貸・売却を希望される所有者の方は、空き家バンクへの登録ができます。登録された物件情報は、町のホームページ等で公開し、移住・定住等を希望される方に紹介します。

皆さまからの情報をお待ちしています。

【お問い合わせ先】 1、3、4、5、6 および空き家バンクに関すること：政策広報課 Tel 22-2111(内線114)
2に関すること：建設課 Tel 22-2111(内線316)、7に関すること：子育て支援課 Tel 22-2111(内線242)

国民の皆さまへ

日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さまの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。申し訳ありません。政府は、皆さまの年金を守ることを最優先に取り組んでいます。あわせて、皆さまにお気を付けいただきたいことがあります。



「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

- 日本年金機構から、この件でお客さまに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

ご自分の情報が流出しているのでは？など、ご心配の方は、下記専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 専用電話窓口（通話料はかかりません）

0120-818211

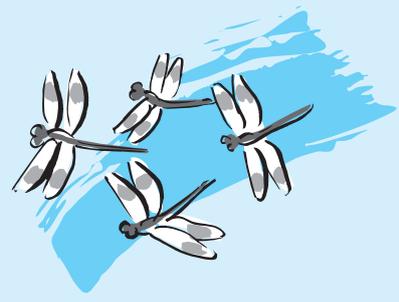
受付時間 8:30～21:00（平日及び土日）



今月の
ご長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受
けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈
られました。

國枝 濱子さん(三輪)
7月20日(月) 95歳



富田 治子さん(下岡島)
7月21日(火) 100歳



野田 たづさん(北方)
7月23日(木) 95歳



皆さん、これからお元気で長生
きをしてください。

被災地からの活動レポート ②6

岩手県大槌町

揖斐川町派遣職員 高橋富士夫

町内小中学校夏休みに入った7月25日(土)、大槌町の吉里吉里海岸海水浴場では、昨年に続いて2度目の海開きが行われました。期間は8月9日までの16日間。お盆が終わる18日には早くも二学期の始業式。とても短い夏休みです。町内にもう一つサーフィンなどで賑わう浪板海岸がありますが、震災時に流失した砂浜が戻らず、再開時期は未定です。

当日は午後から雨が上がりましたが、海水温は少し低め。砂浜では町の若手商業者が震災後に故郷大槌の為に逆境に立ち向かおうとの志で結成した「はまぎく若だんな会」主催の「砂の芸術祭」が開催されました。役場職員やボランティア団体、地元の小学生チームなど10チームが参加し、盛られた砂をキーやクジラなどに形を整え、中には終盤になって崩れていく作品もありましたが、砂まみれになって懸命に作る顔は真剣そのもので、時おり見せる笑顔が輝いていました。パドルサーフィンの体

験のほか泳ぐ子どもたちも多くみられました。遊泳可能な区域は130メートルほどで震災前の3分の1。来年は防波堤工事が始まりしばらく海水浴も出来なくなると、再開されるのは2年後の予定です。

7月2日には、揖斐川町より町長はじめ町議会議員の方々が大槌町へ視察に來られました。会議室で震災当時の町の映像や写真による説明および阪神淡路大震災後の復興に携わった元神戸市職員の都市整備課長から復興の進捗状況に関する説明を受けた後、高台から町の歴史を含めた復興状況について説明を受けました。わずかな時間ではありましたが旧役場庁舎や復興工事の現場などを見ていただき現状を知っていただいたことを嬉しく思いました。



砂の芸術祭で制作中の子どもたち